

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十七号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野元裕

ときがわ町	調査を行つた者 の名称	調査を行つた時 期	成 果 の地 区	調査を行つた年 月 日 証
令和三年度	令和二年度	地籍図五十三枚	雲河原二地区（大字雲河原の一部）	令和四年四月七日
地籍簿一冊				